

**新市庁舎における傍聴の実施方法に関する
理事会協議結果（10月4日）**

1 趣旨

現行では、傍聴について、本会議及び予算・決算特別委員会局別審査は包括的に許可され、その他の委員会は、委員会の許可を得た者が傍聴できることとなっています。

新市庁舎では、本会議場及び各委員会室に傍聴席を設ける設計となっており、また、新たに「親子傍聴室」や「傍聴者ロビー」が設けられるなどの変更点があります。

これらの変更点を踏まえ、新市庁舎における傍聴の流れやルールを整理します。

2 各諸室等の概要

会議室等名称	階数	傍聴可能人数（うち車いすスペース）
本会議場（傍聴席）	7階	216人（最大8台分）
本会議場（親子傍聴室）	7階（2室）	※各室2組程度利用可
傍聴者ロビー	7階	※30人分程度のイス有り
予算・決算特別委員会室 （総合審査以外は会議室を間仕切る）	5階	【総合審査】40人（最大2台分） 【初委員会、局別審査、採決】30人（最大2台分）
常任・特別委員会室	5階（6室）、7階（2室）	20人（最大2台分）
市会運営委員会室 （予決特理事会でも使用）	5階	20人（最大2台分）
モニター放映会議室	3階（3室）、6階（3室）、7階（2室）	

3 傍聴を包括許可する会議（下線は新規）

本会議、常任委員会、市会運営委員会、特別委員会（分科会含む）、予算・決算特別委員会（理事會、初委員会、総合審査、局別審査、採決）、全員協議會

4 受付開始時間、傍聴受付場所

(1) 受付開始・入場時間（本会議、各委員会共通）

開會予定30分前から受付開始、10分前から入場、會議中も隨時受付

(2) 受付場所

3階応接室（3階総合受付を経てセキュリティゲート通過後）

※受付後の待機場所は、本會議は傍聴者ロビー、委員会は各委員会室前

(3) モニター放映について

すべての會議の開催時にモニター放映を行う會議室を設け、人数超過により傍聴できない場合及びモニター放映での視聴を希望する場合に案内します。

5 傍聴者への配付資料について

本会議	質疑・質問等項目一覧、議事日程、議席表 (※議案書や本会議配付資料(議事日程以外)等は閲覧のみ)
常任委員会、特別委員会(分科会含む)、市会運営委員会	委員会資料、委員席表 (※議案書や冊子状の資料等は閲覧のみ)
予算・決算特別委員会 (総合審査、局別審査)	質問項目一覧(※議案書や冊子状の資料等は閲覧のみ)
予算・決算特別委員会 (理事会、初委員会、採決)	委員会資料(※議案書や冊子状の資料等は閲覧のみ)
全員協議会	会議資料(※冊子状の資料等は閲覧のみ)

6 報道関係者の傍聴及び撮影について

一般の傍聴が包括許可された場合、市政記者以外の「その他記者会所属記者」「政党新聞記者」の傍聴も包括許可とし、撮影についても写真のみ包括許可とします。

7 新市庁舎からの新たな対応について

(1) 親子傍聴室(2室)の使用方法

受付時に利用申請した方が利用できます(各室2組程度)。親子傍聴室の設置に伴い、児童及び乳幼児の傍聴について、議長の許可を得なくてもよいこととします。

(2) インターネット中継時の傍聴者の映り込みへの対応について

本会議場及び各委員会室において、中継カメラのアングルを傍聴席が極力映り込まない映像に調整した上で、映り込む可能性もあることを受付時の説明や掲示等で周知します。

(3) 手話通訳・要約筆記通訳について

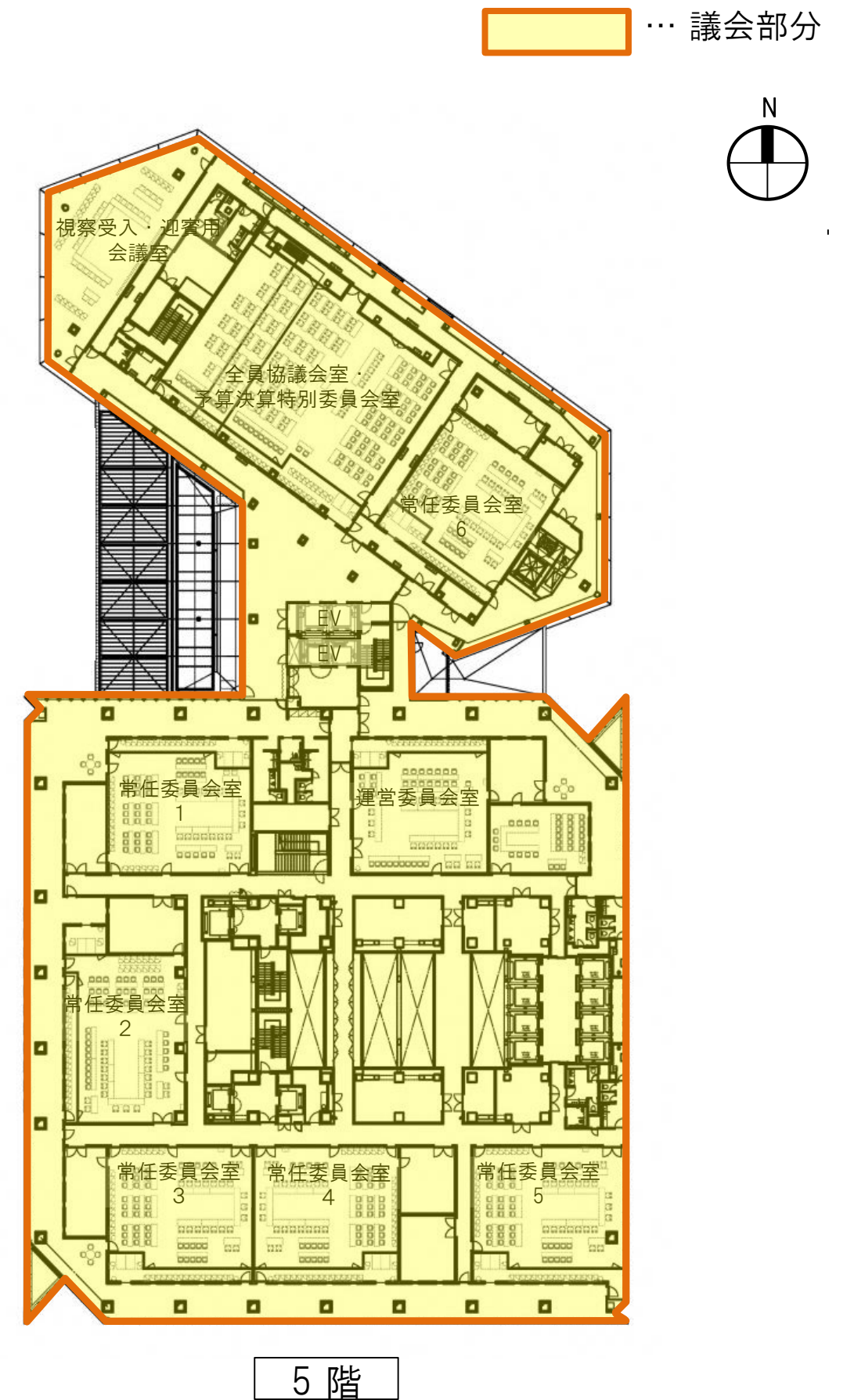
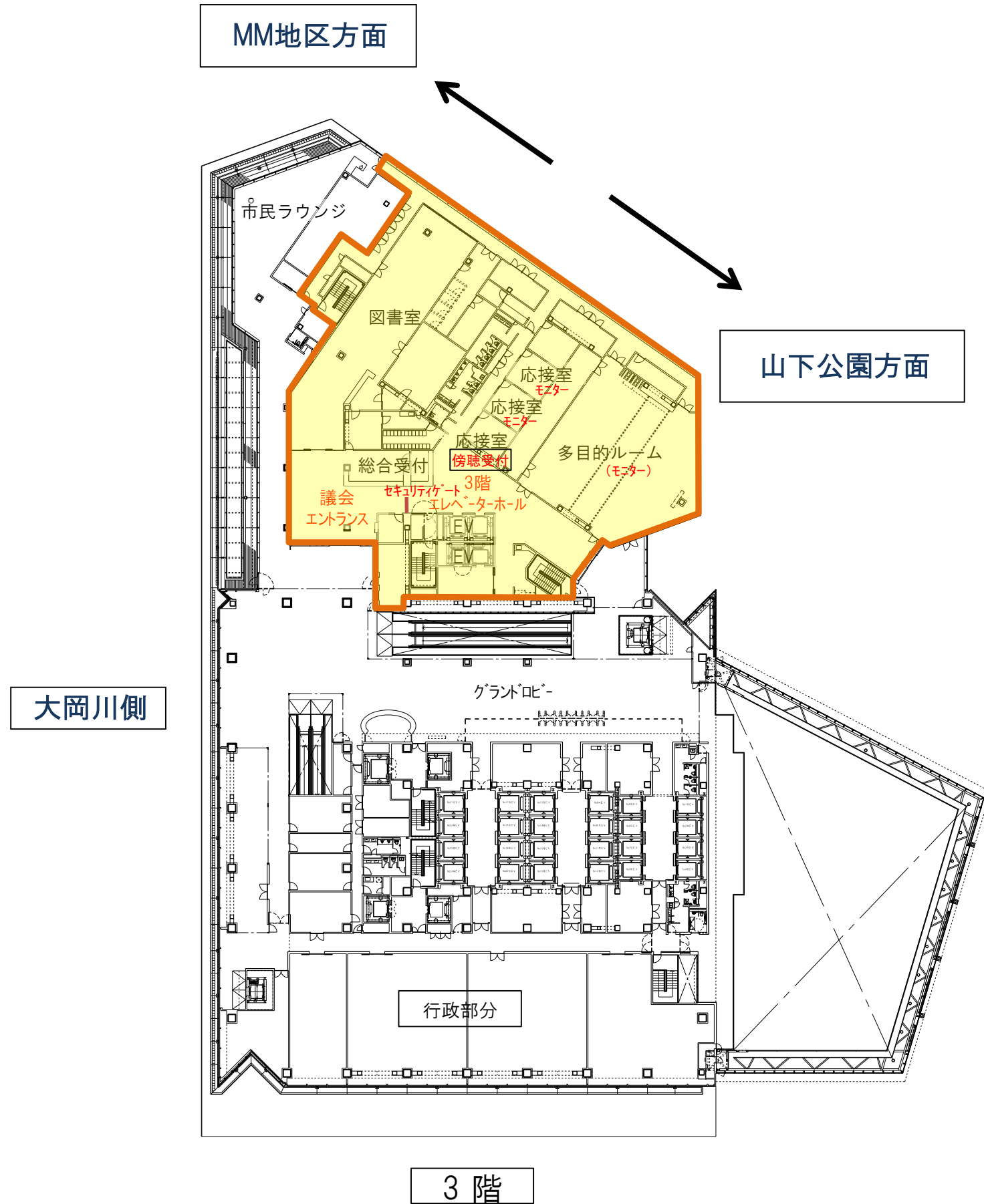
「3 傍聴を包括許可する会議」に記載の会議について、希望者からの事前申請に基づき、議会局が手話通訳者又は要約筆記通訳者の手配を行い、各会議室内の傍聴席で通訳を実施します。

なお、本会議については、放送室(6階)ブース内で撮影した手話通訳又は要約筆記通訳の映像を傍聴席のモニターで放映できる設備も設ける予定です。

(4) ヒアリングループ(磁気ループ)について

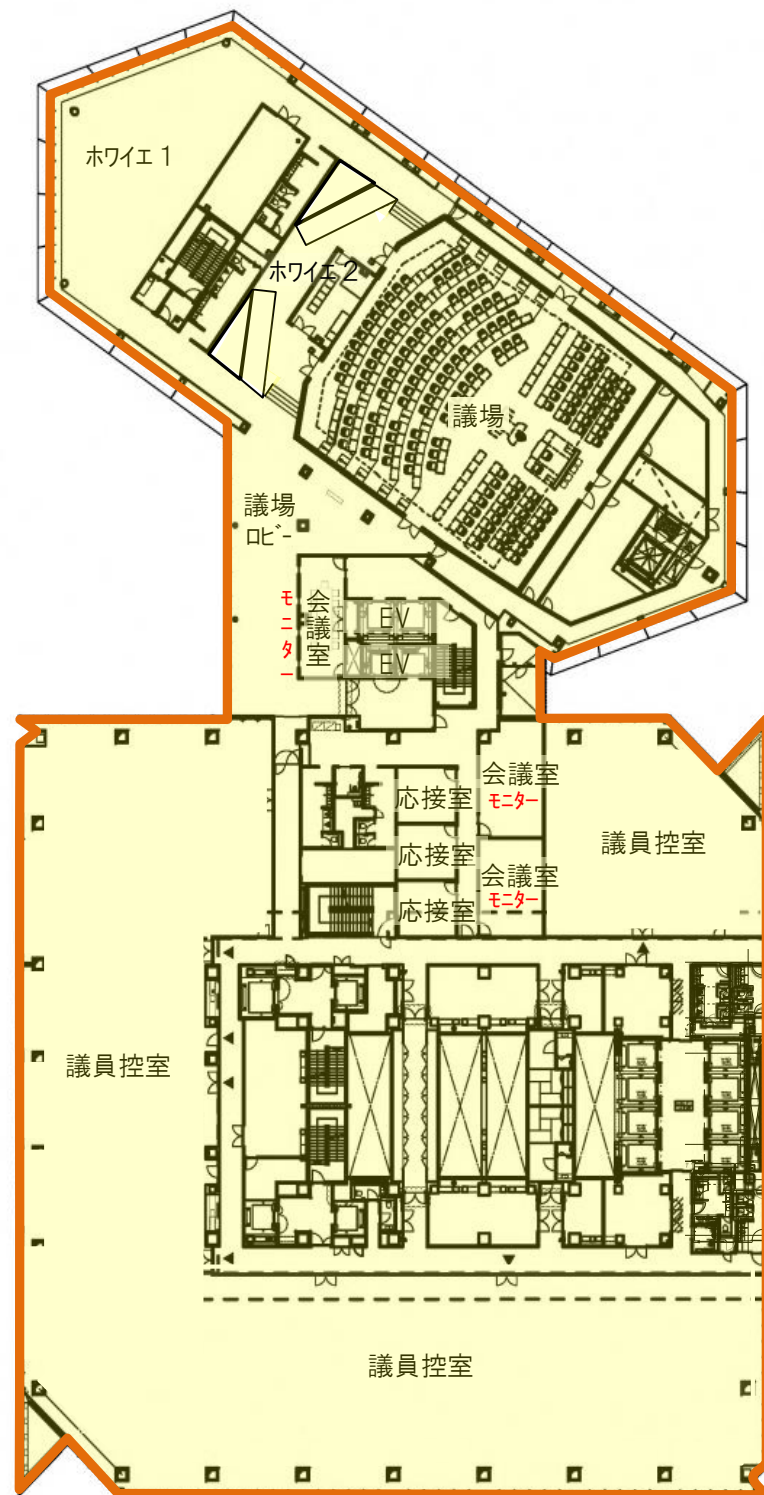
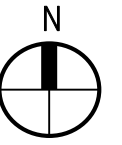
ヒアリングループ(磁気ループ)とは、難聴者の聞こえを支援する設備で、周りの騒音・雑音に邪魔されずに、目的の音・声だけを正確に聴き取ることができます。

新市庁舎では、本会議場の傍聴席、各委員会室の傍聴席等に設置される設計となっておりますので、必要な方には、受付時に専用受信機を貸し出します。(ご自身の補聴器で対応できる場合もあります。)

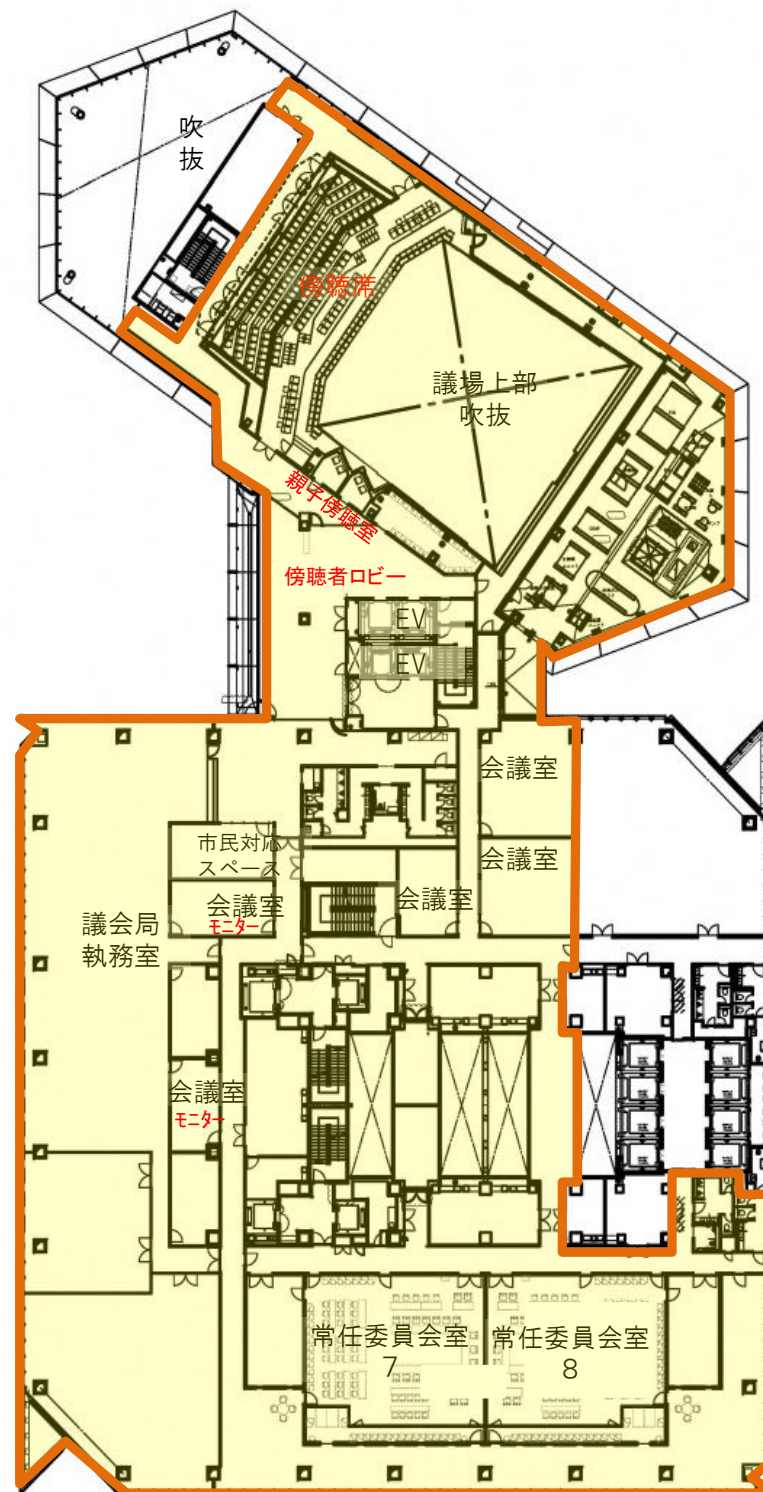


■ 議会部分平面図

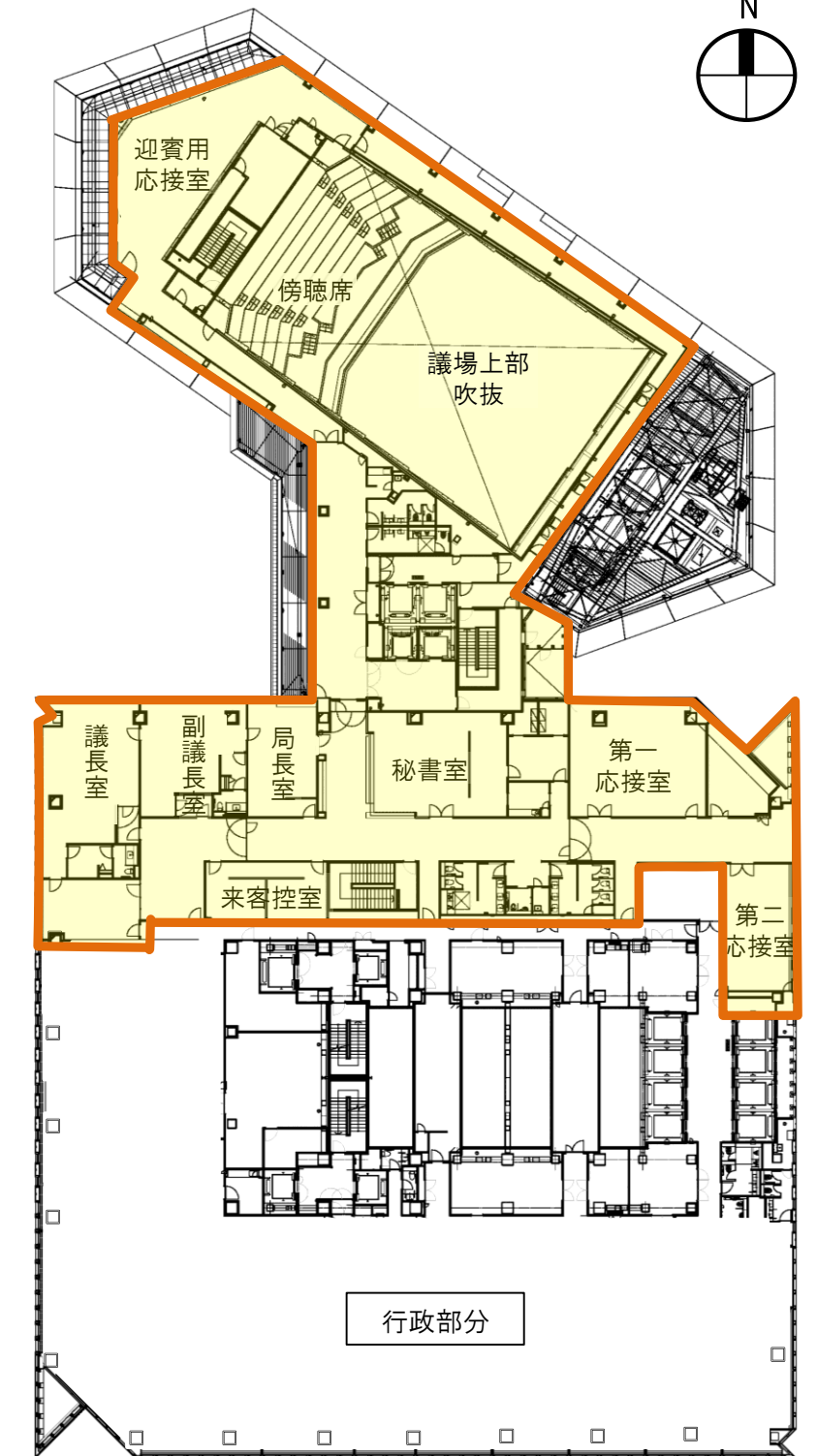
… 議会部分



6階



7階



8階